別記様式第五の二中「保管違法放置物件一覧表」を「保管違法放置等物件一覧表」に、「保管した違法放置物件」を「保管した違法放置等物件」に、「放置されていた」を「放置され、又は設置されていた」に改める。

別記様式第五の三中「違法放置物件」を「違法放置等物件」に改める。

（高速自動車国道法施行規則の一部改正）

第二条　高速自動車国道法施行規則（昭和四十六年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「第四十七条の六」を「第四十七条の七第一項」に改める。

附　則

この省令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十八年九月三十日）から施行する。

告　示

○外務省告示第三百七十号

平成二十八年九月九日にローマで、シエラレオネ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十八年九月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十一号

平成二十八年九月九日にローマで、ジブチ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億四千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十八年九月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十二号

平成二十八年九月九日にローマで、マダガスカル共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億四千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十八年九月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十三号

平成二十八年九月九日にローマで、リベリア共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億四千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十八年九月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百七十四号

平成二十八年九月九日にローマで、ルワンダ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　食糧援助規約に関連して行われる食糧援助を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億四千万円

3　署名者

日　本　側　梅本和義在イタリア大使

世界食糧計画側　アーサリン・カズン事務局長

平成二十八年九月二十八日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第三百五十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第八号中(1054)を(1068)とし、(1051)から(1053)までを(1065)から(1067)までとし、(1050)を(1063)とし、その次に次のように加える。

(1064)　ロミタピド

第八号中(1049)を(1062)とし、(997)から(1048)までを(1010)から(1061)までとし、(996)を(1008)とし、その次に次のように加える。

(1009)　リファキシミン

第八号中(995)を(1007)とし、(879)から(994)までを(891)から(1006)までとし、(878)を(889)とし、その次に次のように加える。

(890)　ポナチニブ

第八号中(877)を(888)とし、(720)から(876)までを(731)から(887)までとし、(719)を(729)とし、その次に次のように加える。

(730)　ビラスチン

第八号中(718)を(728)とし、(698)から(717)までを(708)から(727)までとし、(697)を(706)とし、その次に次のように加える。

(707)　ピコスルファートナトリウム水和物・酸化マグネシウム・無水クエン酸

第八号中(696)を(705)とし、(563)から(695)までを(572)から(704)までとし、(562)を(570)とし、その次に次のように加える。

(571)　テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩・ヒドロクロロチアジド

第八号中(561)を(569)とし、(535)から(560)までを(543)から(568)までとし、(534)を(541)とし、その次に次のように加える。

(542)　デスロラタジン

第八号中(533)を(540)とし、(520)から(532)までを(527)から(539)までとし、(519)を(525)とし、その次に次のように加える。

(526)　チカグレロル

第八号中(518)を(524)とし、(472)から(517)までを(478)から(523)までとし、(471)を(476)とし、その次に次のように加える。

(477)　セレキシパグ